



家族と一緒に
ボランティアや
社会活動に
参加しましょう。

家族で
家事などの役割を
分担しましょう。

家族と一緒に
食事や読書を
しましょう。

家族で行事や
スポーツに
参加しましょう。

「家庭の日」には、家族が一緒に過ごし、
家族のきずなを深める日にしましょう。

家族の
会話の時間を
もちましょう。

「家庭の日」標語 優秀作品 (令和4年度募集)

小学生の部

かていのひ みんなたのしく
ごはんだよ

名和田 帆花 (募集当時 松崎小学校4年)

中学生の部

こころあたたかいわ
心温まる会話で
ひろがってゆく 家族の輪

濱村 友也 (募集当時 大道中学校1年)

令和8年 第3日曜日

- | | | | | | |
|------|------|------|-------|-------|-------|
| 1/18 | 2/15 | 3/15 | 4/19 | 5/17 | 6/21 |
| 7/19 | 8/16 | 9/20 | 10/18 | 11/15 | 12/20 |



みんなで守ろう!

自転車のルール・マナー

令和6年11月1日から道路交通法が改正され、ながらスマホ等の自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。自転車はこどもから大人まで多くの人が利用できる反面、大きな事故を起こす危険性もあります。誰もが安全・安心に自転車を利用できるように、ルール・マナーを守った利用を心がけましょう。

ルールを守って
安全運転をしよう!



◎自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

1 歩道を通行できる場合

- 以下の人が運転する場合
 - ・こども(13歳未満)
 - ・高齢者(70歳以上)
 - ・体の不自由な人
- この標識がある→



- 安全確保のためやむを得ない
 - ・道路工事をしている
 - ・交通量が多く道幅が狭い

2 信号を守り、周囲の安全確認

- 原則は、車両用信号。
- 「歩行者・自転車専用」と表示されている場合、「横断歩道」を通行する場合は、歩行者用信号。



3 夜間はライトを必ずつけよう

- 前方の安全確認
- 歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも



4 飲んだら乗らない

- 自転車は車の仲間
- お酒を飲んだら絶対にダメ



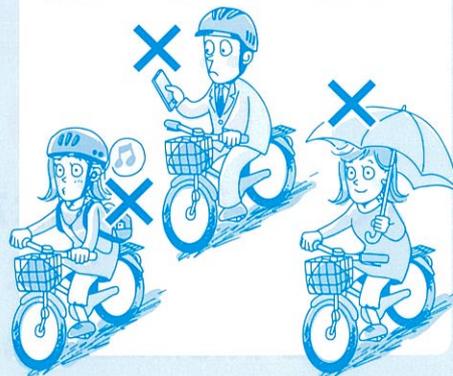
5 ヘルメットを必ず着用しよう

- あごひもをしめて、正しく着用
- 自分の身を守ろう
- 着用していた人は、着用していない人より、死亡率が低い



※やめよう「ながら運転」

- ながらスマホ
- イヤホン使用、傘さし運転



自転車等に対する交通反則通告制度が適用になります!(令和8年4月1日から)

※取り締まりの対象年齢は16歳以上!(16歳未満は指導警告対象) 詳しくは、山口県警察のホームページをご覧ください。

